

令和7年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）午前10時から10時20分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（13人）

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第9号 農用地利用集積等促進計画書（案）の作成に係る意見に関する件

第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅見 聡
書記	長嶋 昭浩
	赤岩 亮輔

7. 会議の概要

議長 皆さん、おはようございます。

本日は委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

3番、長嶋隆夫委員、4番、高野直政委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第9号 農用地利用集積等促進計画書（案）の作成に係る意見に関する件、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第9号 農用地利用集積等促進計画書（案）の作成に係る意見に関する件を議題といたします。

議案第9号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号について説明をさせていただきます。

まず、農地中間管理事業による農地の貸借につきまして、制度の簡単な説明をさせていただきます。

農地中間管理事業は、担い手への農地集積と耕作放棄地の発生防止、解消の抜本的な強化を目的としており、農地の所有者である出し手と農地の借受者である受け手を農地中間管理機構、通称農地バンクが仲介することで、出し手、受け手の双方にメリットがある事業です。

手続の流れとしましては、農用地利用集積等促進計画書が町に提出され、町は農業委員会に諮問し、異議がなければ中間管理機構で協議された後、出し手、中間管理機構、受け手の間で賃貸借契約が結ばれる形になります。

計画書の内容については、農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に照らし、農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、必要な農作業の常時従事する見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすことがないかなどを審議いただきたいと思います。

ここで、農用地利用集積等促進計画書について説明いたします。議案第9号の農地の地番は、議案書の地番にあります10筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は2,582.82平方メートルです。議案書にございますとおり、受け手は秩父市の法人で、中間管理機構は行田市に所在する公益社団法人埼玉県農林公社、出し手は町内在住の方であります。

案内図1で場所についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画書の場所は、この図面の中央北側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根古屋3区公会堂から北東に約130メートルにある農地になります。

今回農用地利用集積等促進計画書を定め、農地所有者である出し手が、中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社を介して、受け手である秩父市の法人に農地を貸し付けるといったものであります。栽培作物は、ビニールハウス内での水耕栽培によるメロンの栽培を計画しております。

利用設定期間につきましては、令和7年7月1日から令和17年6月30日までの10年間となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の中推進委員、お願いいたします。

中推進委員 それでは、農地利用最適化推進委員の中でございます。上程されました議案第9号 農用地利用集積等促進計画書（案）の作成に係る件について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、4月22日午後1時頃、補助員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、根古屋3区公会堂から北東約130メートル付近になります。事務局の説明にもありましてとおり、議案書にある貸付人が借受人である公益社団法人埼玉県農林公社に農地10筆、2,582.82平方メートルを貸し出すものであります。今後、借り受けた公社が、資料にあります耕作者に農地を貸し出す流れとなりますが、農地の効率的耕作、常時農作業への従事等、総合的に判断し、計画は適正なもの

判断できると思います。

皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、町田委員、お願いいたします。

町 田 委 員 補助委員の町田でございます。上程をされました議案第9号についての所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、4月22日午後1時頃、中推進委員と現地確認を行いました。事務局や中推進委員の説明にもあったとおり、農地の効率的耕作、常時農作業への従事等、総合的に判断をしまして、計画は適正なものと判断できると思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、続いて質疑に移ります。ご質疑ございますか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。上程中の議案第9号につきましては、農用地利用集積等促進計画書が適正なものであると判断し、意見なしと町に答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第9号 農用地利用集積等促進計画書の作成に係る意見に関する件につきましては、意見なしとして、町に答申することと決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第10号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第10号について説明いたします。

議案第10号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は3,168平方メートルです。譲受人は、横瀬町で飲食店営業や食肉販売を営む法人です。譲渡人は、町内在住の方と東京都練馬区在住の方であります。申請理由は、レジャー・キャンプ用地で、権利の種類は所有権移転となっております。

5 ページ目を御覧ください。案内図 2 で場所について説明いたします。
申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。
具体的な場所ですが、16区集落センターから東に約100メートルのところが申請地になります。

現在、譲受人は町内で狩猟に関するサービスの提供や飲食店の営業、食肉販売業を営んでおりますが、集客に苦慮しており、集客力の向上と事業拡大を検討しておりました。そこで、現在運営している飲食店及び食肉加工場にキャンプ場を併設し、狩猟関連のサービスと連携した運営をすることで、新たな顧客層の確保と集客力の向上を計画し、譲渡人との売買の見込みが立ったため、申請に至ったものでございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

4月19日午後1時頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。
場所は、16区集落センターから北東約100メートル付近になります。事務局の説明にもありましたが、譲受人が現在経営している飲食店及び食肉加工場の集客向上と経営拡大を目的として、申請地をキャンプ場に転用する申請でございます。申請地は、周りを高い崖や川で囲われているため、周辺農地への影響は少ないと考えられます。既存の施設が隣接しており、経営拡大のためならば必要性もあるため、転用はやむを得ないかと思えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第10号について所見を申し上げます

申請書並びに添付書類を精査し、4月19日午後1時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。事務局や町田推進委員の説明にもあったとおり、

申請地周辺は崖や川で囲まれているので、周辺農地に与える影響も少ないと判断されます。長年耕作放棄地であったため、集客向上及び事業拡大のための転用申請であればやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議

長

ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。ご質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議

長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第10号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議

長

全員賛成です。

よって、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長

異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時20分)